昭和63年10月10日（毎月10日発行）　昭和43年４月11日第３種郵便物認可　定価 100円

宇都宮商工会議所

会議所ニュース

1988-10/10 VOL 301

発行所
宇都宮商工会議所
宇都宮市中央３－１－４
〒320 ☎３７－３１３１
編集兼発行人
橋本邦男
印刷所
(株)松井ピ・テ・オ印刷

会員購読料は、会費の中に含まれています。

イートピアとちぎ'88
食と緑の博覧会
63·9·30～11·6

会場：JR宇都宮駅東地区
（産業展示館・宇都宮市体育館・宇都宮駅東公園）
主催：食と緑の博覧会 ―とちぎ'88実行委員会

主な内容

常議員会・議員懇談会を開催……2頁
会員大会にご出席下さい……2頁
（10月25日・栃木会館小ホール）
特集！消費税・その仕組みと内容…4～5頁

伝えよう日本の心　拓(ひら)こう豊かな食文化

EATOPIA TOCHIGI'88

日本商工会議所 第68回 会員総会を開く

税制改革・政治倫理の確立強調

日本商工会議所は、9月22日東京・丸の内東商ビルで第68回通常会員総会を開催した。当日は、竹下首相はじめ政府・政党からの来賓、及び全国の商工会議所会頭・専務理事（当所から橋本専務理事が出席）など630人が出席し、議事では昭和63年度事業報告と同収支決算報告が承認された。続いて、功労役員・議員等の表彰も行われ、当所では4名の方が受賞した。

病気退任の五島昇氏に代わって石川六郎会頭が率いる日本商工会議所がスタートして約10カ月、〝石川日商〟として2回目の通常会員総会となったこの日、石川会頭は冒頭のあいさつで「天皇陛下の一日も早いご快癒を、心からお祈り申し上げます」と述べた後、国会で審議が進められている税制抜本改革問題にふれ、日商は消費税について所得税の大幅減税・行財政改革の推進などを前提条件に導入を容認しているが、消費税の転嫁・税率アップへの歯止めなど不明確な点を指摘して、「政府にその是正と明確化を働きかけ、商工業者や中小企業に受け入れやすく努めるが、政府においては税制改革に対する国民の理解を得るため十分に論議を尽くすとともに、政治倫理を確立し国民の信頼向上を図るべきだ」と強調した。

また、石川会頭はサービス化の進展、消費者需要の多様化に伴う物流制度の合理化要請、特に大店法の問題について触れ、「社会情勢の変化に対応して、他の諸制度や商習慣を含め地域商業の振興にも配慮しつつ、我が国流通機構全体のあり方の中で巾広い観点から取り組んでいく必要がある」と、この問題を新たな視点に立って考えていく姿勢を示した。

さらに、最近の大都市における地価高騰について、「抜本的な土地対策を早急に講じるとともに、国・地方を通じた行政の仕組みと財政の見直しが必要で、国土の有機的な一体化をはかることからも、第四次全国総合開発計画に沿った政府の適切な対応を強く要請する」と述べた。

☆永年勤続議員の表彰

（敬称略）

○赤塚　毅　常議員
㈱カネマス・代表取締役
○増渕幹男　常議員
㈲丸伊呉服店・社長
○田代　博　常議員
㈲みどりや化粧品店・専務
○河合健治　常議員
㈲ジュエリーカワイ・会長

地域社会の発展とともに

宇都宮商工会議所会員大会にご出席を！

日時　10月25日㈫
　　午後2時開会（受付・午後1時）
会場　栃木会館小ホール

宇都宮商工会議所は、「第20回会員大会」を来る10月25日㈫・栃木会館小ホールで開催します。会員大会では、例年通り市内の各企業に従事する〝永年勤続優良従業員〟表彰も行われるほか、入場者を対象に〝ラッキー賞〟の抽選会も開催されますので、多数ご出席下さるようお願い致します。

お楽しみ〝ラッキー賞〟の抽選会も

会員大会は、本年度の商工業界における重要且つ緊急な問題を提起し、会員の総意を結集して関係各方面へ意見要望するための大会議案を提出する、会議所意見活動の最大の場であります。

企業をとりまく環境は、産業構造の変化や後継者難から特に小規模事業者の転廃業が目立つなど、依然として厳しいものがあります が景気の波に乗って、会員各位とともに地域商工業の発展と経済の振興を期したいと思いますので、ご用繁多な折と存じますが多数ご参加下さいますようご案内致します。

なお当日は、今年も来場者全員に記念品を贈呈するほか、先着入場者を対象に豪華賞品を多数用意して、お楽しみ〝ラッキー賞〟の抽選会を開催します。

☆お楽しみ〝ラッキー賞〟
1等　カラーテレビ　10本
2等　クリーナー　15本
3等　電気敷毛布　25本

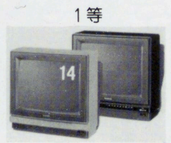
1等

2等

3等

宇都宮商工会議所サービス週間

★テーマ　考えよう、明日の経営
★期　日　10月16日㈰～25日㈫

当所は、「考えよう、明日の経営」をテーマに、10月16日㈰～25日㈫（10日間）までを『商工会議所サービス週間』と定め、会員大会やマラソン大会ほか講演会・講習会・各種相談事業を開催します。詳細は、本誌とじ込みの「同サービス週間」案内をご参照下さい。

常議員会・議員懇談会を開催

当所は、本年度第2回常議員会と議員懇談会を、9月26日㈪に当所大会議室に於て開催した。

開会に先立ち、永年功労議員の第68回日本商工会議所表彰の伝達式が行われ、4名の常議員の方々（本誌2頁、日商通常会員総会記事参照）が、勤続25年表彰を受賞した。

今回の常議員会では、第20回当所会員大会（10月25日㈫開催）の実施要領及び第25回㈹商工会議所議員大会（10月26日㈬開催）における、被表彰者の推薦について、また、㈶とちぎ県産品振興協会基本財産出捐金について協議した。

続いて、橋本専務理事から、〝大型店出店計画に対する商工会議所の今後の対応について〟、〝大型店問題特別委員会における各委員の意見の集約結果に基づく当面の方針について〟説明、報告した。

引き続き、議員懇談会に入り、高橋産科婦人科病院院長高橋輝雄氏を講師に招き「中高年令者の健康管理と医学雑感」と題して講話された。

8月26日に開催。大型小売業の最低賃金の設定申出の内容及び、今後の大型店問題の取り扱い方について情報交換を行った。

議員登壇

スパイクタイヤの中止について

ブリヂストンタイヤ
栃木販売㈱取締役社長
議員　保坂正雄

我が国のタイヤメーカーは、総理府公害等調整委員会調停委員の調停を受け、長期間にわたり冬期の交通安全に寄与してきたスパイクタイヤの製造を、65年12月末日限りで中止し、翌年3月末日限りで、同タイヤの販売を中止することになりました。

調停条項には、「スパイクの使用による粉塵の発生が、地域住民の生活環境を悪化させるのみならず、健康への影響も憂慮され、さらに道路施設の摩耗、及び道路標示の消失を招くなど社会的に極めて重要な問題を引き起こしている。」と示されており、かかる公害を防止するため、調停を受け入れて生産販売の中止を決定したものです。

スパイクタイヤの問題は冬期の雪路、特に凍結路に於ける安全運転の確保か、粉塵による環境汚染の公害防止かという二律背反の問題でありましたが、ここに公害防止を優先し、諸施策は、それに合わせていくべきという国の調停案が出され、決定をみることになりました。よい環境を求める時代の動きと思います。

しかしながら、タイヤメーカーとしては、冬期の安全運転を守るタイヤの生産は至上の任務であり、スパイクに代るスタットレスタイヤの開発には全力を尽くしております。

現在乗用車については、現行のスパイクタイヤに比較すると、約85％程度の性能を有するタイヤが開発されておりますが、ただ大型車についてのスタットレスタイヤは、世界中で開発中であり、一日も早い開発が待たれております。

我々流通業界にある者としては、今後スタットレスタイヤの性能にマッチした使用法を説明し、特に凍結路に於いての事故を出さないように、全力を挙げてPRして行かなければならないと思っている次第です。

委員会－部会報告

税務委員会

（木村　繁委員長）

9月12日に開催。現在、国会に提出されている税制改革関係法案等に措置されている事項を除いた、来年度税制改正に関する要望事項について、日本商工会議所要望骨子（事務局案）に対する意見照会があり、これを協議。要望骨子案を了承すると共に、交際費課税・事業所税の廃止・義務教育の中での租税教育の徹底等を追加要望した。

商業小売部会

第一種大規模小売店分科会
（簗　郁夫分科会長）

9月29～30日の両日、部会活動の一環として静岡県にある、東芝機械㈱の①御殿場事業所②沼津事業所を見学した。

アキレス㈱山辺工場

工業部会視察

（長尾明敏部会長）

9月7日に視察研修を実施、15名が参加した。

足利を訪問しての今回の視察では、先ずアキレス㈱3工場のうちの主力である山辺工場で、各種靴の製造工程を見学。続いて足利商工会議所を訪れ、中島専務理事から、都市開発の概要及びショッピングセンター〝コムファースト〟の説明を受けて意見を交換後、伊萬里・鍋島の陶磁器展示で知られる「栗田美術館」を見学した。

金融部会視察

（七原義一部会長）

中小企業経営者の労務管理は専門家である
小野労務管理事務所へ

社会保険労務士業務案内

◎中小企業経営者の皆さんへ。
◎被保険者及び労働者の皆さんへ。

基本的な改正主旨の内容	疾病・発病の対象となるもの
労災保険の給付するための業務上外の認定に当っての基本的な考え方として疾病発生日（発病前）の一週間以内に特に過重な業務に就労した場合も労災として認定することにした。 特に過重なる業務とは、通常業務の外に業務量増大、作業環境内容の急変、長時間労働等、過激な業務等により医学上、社会通念上過重な精神的又は、肉体的に負荷があったとして業務遂行性並びに業務の起因との因果関係が立証された場合は、労災保険の給付対象とすることになる。	業務遂行中（仕事・作業中）突然発生するもので業務に起因して発生した疾病は次のとおりであります。 ①脳出血　②クモ膜下出血 ③脳コウソク　④高血圧性脳症 ⑤一次性心停止　⑥狭心症 ⑦心筋コウソク　⑧解離性大動脈瘤 ⑨その他脳疾病等心疾病等によるもの他 1物理的因子による疾病　4粉じん作業による疾病 2身体に過度の負担のかかる作業態度に起因　5細菌、ウィルスによる疾病 3化学物質等による疾病　6職業ガンによる疾病
本件についてのみ、当事務所は何時でも無料相談に応じます。相談は秘密です。（但し、電話相談はいたしません。）	当事務所は、労働者の保護と遺族に対する労災補償制度の普及に日夜努力して居ります。 信頼と安心、相談してよかった。

過重労働と疾病、突然死を（あなた自身のために）労災保険の給付対象に

労働省は、今度過労死による労災認定基準を26年ぶりに改正し、大幅な救済措置をするための新認定基準が発表されました。
（労働省は前向です）労災、職業病110番（0286－48－1333）

昭和62年10月26日付基発第620号をもって、労働省労働基準局長名による通達です。説明会・研修会等に何時でも応じます。

事業所案内図

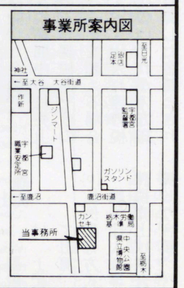

業務ご案内

小野労務管理事務所
所長　社会保険労務士　小野幸夫
代　　理　糸井則子
代理社会保険労務士　赤木優
　　伊藤好昭

労働大臣認可
労働保険事務組合
（事業主の労災保険特別加入）
所在地　宇都宮市睦町10－18
電　話　48－1333

抜本税制改革 そのポイントを探る

政府・自民党は6月14日、昭和24年のシャウプ勧告以来の戦後税制を全体的に見直す「抜本税制改革大綱」を発表した。また7月19日から、税制抜本改革関連法案等を審議する臨時国会が始まった。今回の税制改革の焦点である「消費税」に関しては、政府・自民党によると昨年廃案となった売上税の反省を出発点として様々な工夫を取り入れているとのことであるが、各方面から税負担の逆進性・価格転嫁・税率の歯止め・物価や消費への影響など多くの重要な問題点が指摘されている。日本商工会議所は今年2月に政策委員会税制専門委員会を設置し、慎重に議論を重ねており4月下旬には意見書を発表した。意見書では、税制改革について「充分議論を尽し、拙速を避け、国民の理解を求める」との基本的考え方を示した上で、行財政改革の推進、不公平・不公正税制の是正、大幅な減税が前提条件であると強調している。そしてこれらの条件を満たした上で何らかの新しい間接税が必要な場合には、①広く薄く、且つ原則として非課税の例外を認めない、②極力転嫁ができる仕組みにする、③単一の税率とする、④将来の税率の引き上げに対しては厳しい歯止めをかける…などが不可欠として、現在も引き続きこの基本姿勢を堅持している。税制改革問題については今後、国会で本格的な論議が行なわれると思うが今の段階で明らかになっている次の5つの重点事項について、ポイントをまとめてみた。

1、消費税の創設と、これに伴う砂糖消費税・物品税・トランプ類税・入場税及び通行税の廃止
2、所得税の負担の軽減、及び合理化等
3、法人税の負担の軽減、及び合理化
4、相続税及び贈与税の負担の軽減及び合理化等
5、酒類等に関する改正

◎消費税

1 消費税の基本的な仕組み

消費税は、製造・卸売・小売・サービスの提供など原則として、全ての取引段階で課税する多段階課税方式による税金。

消費税の納税義務者は、国内の事業者と輸入業者だが、この事業者自身に税の負担を求めるのではなく、製造や流通の各段階でそれぞれ事業者の売上げに課税される税額は、その事業者が販売する商品やサービスの価格に上乗せされて行き最終的には消費者に転嫁されることになっている。

それぞれの事業者は、原則として6カ月の課税期間中の課税売上高の合計額に3％の税率をかけて算出した税額を納付することになるが、その際、その課税期間中の仕入価格に含まれている仕入れ税額を差し引いて納付する仕組みになっている。

2 課税の対象と税率

(1)課税の対象

①国内において事業者が、事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供（以下「資産の譲渡等」という）と、②保税地域から引き取られる外国貨物。

(2)課税標準

国内取引については、資産の譲渡等の対価の額（他の個別消費税額を含む）、輸入の際の取引価格（関税及び他の個別消費税額を含む）。

(3)税率　3％

(4)輸出免税

輸出取引（国際運輸等のいわゆる輸出類似取引を含む）については、消費税が免除される。

3 非課税取引

次に揚げる取引等についてのみ、非課税とされる。

①土地（土地の上に存する権利を含む）の譲渡、及び貸付け。

②有価証券その他これに類するもの（ゴルフ場、その他の施設の利用に関する権利に係るものを除く）、及び支払い手段（収集品等を除く）その他これに類するものの譲渡。

③利子を対価とする貸付金等の資産の貸付け、信用の保証としての役務の提供合同運用信託、又は公社債投資信託に係る信託報酬及び保険料（事務的経費として別記して収受されている一定のものを除く）を対価とする役務の提供、その他これらに類するもの。

④国が行う郵便切手類、又は印紙の譲渡及び一定の販売所におけるこれらの譲渡並びに地方公共団体等の行う証紙の譲渡、並びに物品切手等の譲渡。

⑤次に揚げる役務の提供。

イ、国・地方公共団体等法令に基づき手数料等を徴収して行う登記・登録・特許・免許等、一定の事務に係る役務の提供等

ロ、国際郵便為替、及び国際郵便振替並びに一定の外国為替業務に係る役務の提供

⑥健康保険法等の医療保険各法、老人保険法、生活保護法、公害健康被害の補償等に関する法律又は労働者災害補償保険法に基づいて行われる医療の給付（医療費の支給を含む）、その他これらに類するものに係る医療及び自動車損害賠償保障法の規定による損害賠償額の支払を受けるべき被害者に対する当該支払いに係る療養（これらのうち、特別の病室の提供等にあっては一定金額に限る）。

⑦社会福祉事業法に規定する第一種社会福祉事業、更生緊急保護法に規定する更生保護を行う事業及び児童福祉法に規定する助産施設、又は保育所を経営する事業として行われる資産の譲渡等。

⑧学校教育法第一条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校及び同法第83条に規定する各種学校（修業期間1年以上、その他一定の要件に該当するものに限る）、並びに他の法律に特別の規定があるこれらと同等の教育施設における授業料又は入学検定料を対価とする役務の提供。

4 納付税額の計算方法

(1)仕入れ等に係る税額の控除

納付税額は、その課税売上高の合計額に税率を乗じて算出した税額から、その課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る税額、及び保税地域から引き取った課税貨物につき課された税額（以下「課税仕入れ等の税額」という）の合計額を控除した金額。

その課税期間中の総売上げに占める非課税売上げの割合が、5％を超える場合の控除すべき仕入れ等の税額は、次のいずれかの方式により計算した金額とされる。

(イ)個別対応方式

その課税期間中の課税仕入れ等の税額を、課税売上げに対応するもの、非課税売上げに対応するもの及び課税売上げと非課税売上げに共通するものに区分し、課税売上げに対応する税額、課税期間中の課税売上げと非課税売上げに共通する税額のその課税期間中の課税売上げ割合を乗じて計算した金額を加算した金額。

課税売上げ割合＝課税売上高／総売上高

(ロ)比例配分方式

課税仕入れ等の税額に、課税売上げ割合を乗じて計算した金額。

(注)課税売上げ割合は、上記のようにして計算。

売上高3000万円以下は免税

申告は 原則年2回

(2)値引きや割戻し等を行った場合の税額控除

課税売上げに係る対価の返還等（値引き・割戻し等）を行った場合は、当初の売上げに係る税額の修正ではなく、その対価の返還等をした課税期間の売上げに係る税額からその対価の返還等に係る税額を控除する。

(3)貸倒れがあった場合の税額控除

課税売上げに係る税込価額の全部、又は一部を領収できなかった場合には、その貸倒れとなった日の属する課税期間の売上げに係る税額からその貸倒れに係る税額を控除する。

5 中小企業者に対する特例

(1)小規模零細事業者に対する納税義務の免除

その課税期間の基準期間における課税売上高（税抜き）が3,000万円以下の事業者については、その課税期間中において行った課税資産の譲渡等について納税義務が免除される。

但し、選択により納税義務者となることもできる。

(2)限界控除制度

その課税期間の課税売上高（税抜き）が6,000万円以下の事業者については、納付税額の全部又は一部を軽減する、いわゆる限界控除制度が設けられている。

(3)中小事業者のための簡易課税制度

その課税期間の基準期間における課税売上高が5億円以下である事業者については、その選択により売上げに係る税額（対価の返還等に係る税額を控除した金額）の80％（卸売業者については90％）相当額を仕入れ等に係る税額とみなすことができることとされている。

この場合、消費税の税率を3％とすると、一般の事業者は売上高の0.6％相当額を納税することになり、卸売業者は売上高の0.3％相当額を納税することになる。

なお、この簡易課税制度を選択した場合には、2年間はこれを変更することができない。

6 申告納付

(1)課税期間

課税期間は、個人事業者については暦年、法人については事業年度とされる。

但し、事業者の選択により、短期の課税期間とすることもできる。

(2)中間申告と納付

事業者（短期の課税期間を選択している者は除く）は、課税期間開始の日以後6カ月を経過した日から2カ月以内に、直前の課税期間の確定申告書に記載すべき納付税額の2分の1の金額に相当する消費税を、申告・納付することになる。

但し、その金額が30万円以下の場合には、申告・納付を要しないこととされている。

(3)確定申告と納付

事業者は、課税期間の末日の翌日から2カ月以内に申告・納付することになり控除不足額については、還付を受けることができる。

7 納税地等

(1)個人事業者については、原則として住所地を納税地とするほか、選択により居所地又は事務所等の所在地を納税地とすることができる。

(2)法人については、原則として本店又は主たる事務所の所在地。

(3)保税地域から引き取られる外国貨物に係る消費税の納税地は、当該保税地域の所在地。

8 適用期日

消費税は、昭和64年4月1日以後の資産の譲渡等、及び外国貨物の引取りについて適用される。

9 経過措置

公布日前に締結され適用日以後に引渡しがなされる工事等の請負契約等について、その資産の譲渡等は課税しないこととするとともに、控除税額の計算に当たり、課税売上割合の算定上その売上げを含まないこととする等の措置が講じられる。

なお、適用日における物品税等の課税済流通在庫品については、戻し入れ控除制度により物品税等を控除できる。

(注)上記のほか、適用日前に領収している旅客運賃・入場料金等、及び継続的な供給契約に基づく電気・ガス・電話等の料金で適用日から1カ月以内に料金が確定するものについては、その資産の譲渡等は適用日前に行なわれたものとみなす等、所要の経過措置が設けられる。

◎所得税の負担の軽減・合理化

★所得税の税率の改正

現在（昭和63年分） 課税所得	税率	改正案（昭和63年分以後） 課税所得	税率
150万円以下の金額	10.5%	300万円以下の金額	10%
200万円 〃	12		
300万円 〃	16		
500万円 〃	20	600万円 〃	20
600万円 〃	25		
800万円 〃	30	1,000万円 〃	30
1,000万円 〃	35		
1,200万円 〃	40	2,000万円 〃	40
1,500万円 〃	45		
		2,000万円超の金額	50
3,000万円 〃	50		
5,000万円 〃	55		
5,000万円超の金額	60		

★所得控除の引上げ

区分＼税目	所得税 現在（63年分）	所得税 改正案（64年分以後）	住民税 現在（64年度）	住民税 改正案（65年度分以後）
	万円	万円	万円	万円
基礎控除	33	35	28	30
配偶者控除	33	35	28	30
扶養控除	33	35	28	30
教育割増し	−	10(45)	−	5(35)
老人割増し	6(39)	10(45)	1(29)	5(35)
配偶者特別控除	16.5	35	14	30
寡婦（夫）控除	25	27	24	26
勤労学生控除	25	27	24	26
障害者控除	25	27	24	26
特別障害者控除	33	35	26	28

◎酒類等に関する改正

（各1kl当たり）

種類等	アルコール分	現行	改正案
清酒 特級	15度	570,600円	133,700円
1級	15度	279,500円	
2級	15度	107,900円	
合成清酒	15度	81,600円	65,700円
しょうちゅう 甲類	25度	78,600円	119,800円
乙類	25度	50,900円	70,800円
みりん 本みりん	13.5度	74,100円	21,600円
本直し	22度	63,500円	(34,400円)
ビール	−	239,100円	208,400円
果実酒（本格）	−	159,800円	46,300円
（従量上位）	−	60,400円	
（従量下位）	−	49,700円	
甘味果実酒	12度	117,300円	85,000円
ウイスキー類 特級	43度	2,098,100円	(1,055,980円)
1級	40度	1,011,400円	982,300円
2級	37度	296,200円	(908,620円)
スピリッツ類（その他）	37度	361,800円	331,400円
リキュール類（本格）	15度	367,000円	(106,270円)
（その他）	12度	117,300円	85,000円
雑酒（発ぽう酒）	−	239,100円	208,400円
（粉末酒）	−	381,300円	276,400円
（本みりん類似）	13.5度	74,100円	21,600円
（その他）	12度	117,300円	85,000円

(注) 改正案の（ ）内は、基準税率にアルコール分による加減算をした税率。

◎法人税の負担の軽減・合理化

★法人税の税率

		現行 63年度	改正案 64年度	改正案 65年度以降
普通法人の税率	留保分	42 %	40 %	37.5 %
	配当分	32	35	
中小法人に対する軽減税率	留保分	30	29	28
	配当分	24	26	
協同組合等に対する軽減税率	留保分	27	27	27
	配当分	22	25	

◎相続税及び贈与税の負担の軽減・合理化

○相続税

★課税最低限の引上げ

現行	改正案
2,000万円＋400万円×法定相続人の数	4,000万円＋800万円×法定相続人の数

税率	現行	改正案
10%	200万円以下の金額	400万円以下の金額
15 〃	500万円 〃	800万円 〃
20 〃	900万円 〃	1,400万円 〃
25 〃	1,500万円 〃	2,300万円 〃
30 〃	2,300万円 〃	3,500万円 〃
35 〃	3,300万円 〃	5,000万円 〃
40 〃	4,800万円 〃	7,000万円 〃
45 〃	7,000万円 〃	1億円 〃
50 〃	1億円 〃	1億5,000万円 〃
55 〃	1億4,000万円 〃	2億円 〃
60 〃	1億8,000万円 〃	2億5,000万円 〃
65 〃	2億5,000万円 〃	5億円 〃
70 〃	5億円 〃	5億円超の金額
75 〃	5億円超の金額	

★各種控除の引上げ

相続税の障害者控除等の各種控除額が、次のように引き上げられます。

区分	現行	改正案
死亡退職金の非課税限度	200万円に法定相続人数を乗じた金額	500万円に法定相続人数を乗じた金額
死亡保険金の非課税限度	250万円に法定相続人数を乗じた金額	同上
障害者控除	70歳までの1年につき3万円（重度の心身障害者については6万円）	70歳までの1年につき6万円（重度の心身障害者については12万円）
未成年者控除	20歳までの1年につき3万円	20歳までの1年につき6万円

★配偶者への考慮

配偶者の非課税限度額が「法定相続分相当額」（現行「遺産額の2分の1相当額」）まで拡大されるとともに、最低保障額6,8,000万円（現行4,000万円）に引き上げられます。

また、贈与税においても、居住用不動産を配偶者に贈与した場合の配偶者控除について控除額が2,000万円（現行1,000万円）に引き上げられます。

○贈与税

税率	現行	改正案
10%	50万円以下の金額	100万円以下の金額
15 〃	70万円 〃	120万円 〃
20 〃	100万円 〃	150万円 〃
25 〃	140万円 〃	200万円 〃
30 〃	200万円 〃	300万円 〃
35 〃	280万円 〃	400万円 〃
40 〃	400万円 〃	600万円 〃
45 〃	550万円 〃	800万円 〃
50 〃	800万円 〃	1,200万円 〃
55 〃	1,300万円 〃	2,000万円 〃
60 〃	2,000万円 〃	3,000万円 〃
65 〃	3,500万円 〃	7,000万円 〃
70 〃	7,000万円 〃	7,000万円超の金額
75 〃	7,000万円超の金額	

なお、特別障害者を受益者とする特別障害者扶養信託契約に係る贈与税の非課税限度額も6,000万円（現行3,000万円）に引き上げられます。

振興委員研究集会開かる

昭和63年度栃木県商工会議所小規模企業振興委員・協力員研究集会（第10回）が、9月13日(火)小山市・須賀神社会館で開催され、県内9会議所から多数の振興委員（当所から28名が参加）が一堂に会した。

この研究集会は、県内各商工会議所の振興委員・協力員が年に1度、各自の資質の向上と会議所事業への協力を目的として毎年実施されているもので、今回は日本商工会議所から中小企業振興部・坪田秀治氏を迎え、『これからの小規模事業対策と振興委員の役割』と題して講演、「従来から各商工会議所において、経営改善普及事業を経営指導員が行っているが、これは小規模事業者を対象にしたもので、全小規模事業者数からみると指導員1人当たりの指導対象者は100件近くまでになることが予想される。このことから考えると小規模企業振興委員として、もとより きめ細かい指導を前提としている経営改善普及事業の実践にあたっては、不可欠的存在といえ、今こそ振興委員の活躍が期待されている時であり、その役割は今後さらに大きなウェイトを占めて行く…」と述べた。

続いて、前黒磯高校々長磯文夫氏が『人づくり、世づくりの指針』と題して講演した。

ハイテク企業拝見 19

こんにちは 東洋特紙工業㈱です

設立 昭和36年7月
所在地 江曽島本町22―7
代表者 戸部 晃
従業員 212人
資本金 6千万円

当社は、昭和36年7月に東洋濾紙株式会社から独立し、リンターパルプから工業用・分析用濾紙までの一貫生産システムを採用した世界でも唯一の濾紙メーカーである。54年には瑞穂野工場を新設し、ファイン・フィルトレーション分野へも意欲的に進出している。

●初の国産多孔質フィルター

メンブランフィルターは当社が初めて国産化した多孔質のフィルム状フィルターで、気体や液体中の微粒子の除去（清澄濾過）及び微生物の除去（除菌濾過）、あるいはフィルター表面での異物や微生物の検査など広範囲な用途に使用されている。例えば、LSI製造工程で洗浄水として使われる純水を作るためには、どうしてもメンブランフィルターが必要になる。

メンブランフィルターの孔の大きさは最も細かいタイプで直径0.1ミクロン（1万分の1ミリ）。中学生達が理科の実験で使う濾紙の孔径が40ミクロン前後だから、その400倍の細かさということになる。しかし、当社の主力商品はエレメント濾紙であり、自動車・航空機の供給空気、潤滑油、燃料の濾過のほか、ビル空調用のフィルターにも使われている。また、濾紙原料として綿から生産しているコットンリンターパルプは、高級印刷用紙や人工糊料、レーヨン、写真フィルム等にも用途がある。食料品をはじめとする生活必需品から医薬品、環境浄化機器、原子力産業に至るまで、品質管理や研究開発のために濾過作業は不可欠のプロセスである。

●時代を先取るチャレンジ集団―ADVANTEC

東洋濾紙グループは59年10月、自社製品群のブランド名を「ADVANTEC」の名称に統一し、先端技術時代に向けて、総合科学インダストリーの地位を確立している。また、これまでに一貫して「ファイン・テクノロジー」を追求し、電子工学、バイオ、医薬品、原子力などの先端産業や極身近な飲食店や化粧品などと深くかかわり合いながら人間にとって限りなくクリーンで、限りなく超精密な世界とは何か…を探究し続けている。それは同時に、限りなくきれいな水と空気と環境、かけがえのない健康の維持、快適で安全なセフティライフをいかにして実現するかである。

アドバンテックグループは海外を含めて5社。各社それぞれが「マルチ・スペシャリスト集団」として、時代を先取るニュー・イノベーションに、果敢に挑戦している。

※次回は、松下電子工業㈱。

新役員を選出

異業種交流会

宇都宮市異業種交流会の第3回全体会議が、9月12日にメンバー企業の宇都宮機器㈱・会議室において開催された。

今回は、メンバー企業間の相互理解を深めることから、同社工場を見学した。

同工場は、昭和28年に創業以来、ユニークなアイディアと優れた技術力によって自動車や2輪車等に使用されるニードルローラーベアリング（針状コロ軸受）の専門メーカーとして発展してきた等々、会社概要の説明を受けてから工場内を見学したが、業界の中でUKKニードルベアリングとして独自の地位を確立しているだけに、自社技術陣が開発した自動回転検査機など、他に類をみないオリジナル専門機が目を引いた。

◆宇都宮市異業種交流会

新役員（敬称略）

会長　加藤裕一
共立精機㈱開発室長
副会長　佐藤忠雄
㈲興新製工社長
〃　小松賴夫
㈱アトムコンピュータ―サービス常務

経営者のためのバイブル

旬刊 企業経営

創刊33年を誇る経営情報専門誌

企業経営宇都宮総局
〒320 宇都宮市本町9番3号
TEL 0286(21)9919

あなたの企業に新しい風

エキスパート・バンク（技術基盤強化支援事業）

エキスパートを派遣して、あなたの企業をパワーアップ

最近の産業界は、消費者ニーズの多様化や技術水準の高度化など、大きく変化しています。このような中で特に小規模企業にとっては、技術・経営上の諸問題の解決にせまられているのが現状です。

当所では「技術基盤強化支援事業・エキスパートバンク」を設置して、こうした技術・経営面での対策に苦慮されている小規模企業の方々に、直接エキスパート（企業が必要としている各種の専門的・実践的な技術や技能について、深い知識及び実技を有する各専門家）を派遣し、問題を解決するために具体的・実践的な指導助言を行なっています。

◆エキス・パート バンクの4つの特色

①費用は無料
エキスパートの旅費・謝金は、エキスパートバンクが全額負担致します。

②秘密厳守で、直接企業を訪問
企業の秘密を厳守し、具体的・実践的な指導が直接受けられます。

③県内の小規模企業が対象
工業をはじめ、商業・サービス業まで小規模企業の方ならどなたでもご利用いただけます。

④一流のエキスパート集団
大学・研究機関・民間企業などから、経験豊かな一流の専門家を登録しています。

エキスパート・バンクのしくみ

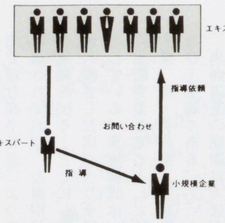

◎例えば、こんな時にご利用下さい。
○製造工程の見直し
○新技術・新素材の導入
○情報処理・コンピュータ導入診断
○自動化の促進・省エネルギー対策
○公害防止・水質処理

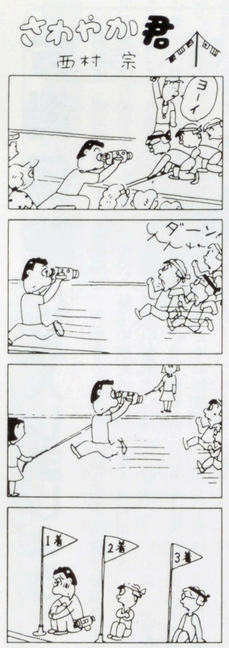

○税務・会計・企業診断
○店舗設計・店舗診断
○企業内教育
○コンピニエンスストア指導
○美容技術・理容技術、他

「専門知識がない、管理運営がむずかしい、自己資金が不足…」など、どんな悩みでもご相談下さい。ご利用は簡単です。

※問い合わせと申し込みは当所・中小企業相談所 ☎37 3131

会議所短信

宇都宮商工会議所会員

会員証を掲示していますか

当所の会員証を店舗の新築や改築などで破損・紛失した方や、汚れた会員証など再発行致しますので関係へご連絡下さい。

がんばる経営応援します

無保証人 無担保 マルケイ資金

融資の対象

資金の使途	限度額	利率	返済期間
運転資金	450万円	5.6%	3年以内の月賦（6ヶ月以内据置可）
設備資金			5年以内の月賦（6ヶ月以内据置可）

※詳細は、当所指導3課金融係へお尋ね下さい。

・従業員数20人以下（商業・サービス業は5人以下）の小規模企業者。事業主、家族、臨時、パート法人の役員は除かれる。
・「法人役員以外の家族従業員は従業員とみなす。
・市内で1年以上営業しており、所得税、法人税、事業税、住民税を滞納していない方。
・商工会議所の経営指導を6ヶ月以上受けている個人、法人。
・その他、多少の制約があります。

○●●○詰碁問題

出題　第5期女流本因坊　小川誠子

黒先白死

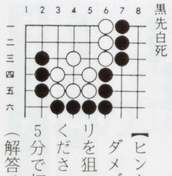

【ヒント】ダメヅマリを狙ってください。5分で初段。（解答は、8頁）

詰将棋問題

出題　8段　高柳敏夫

持駒　角金

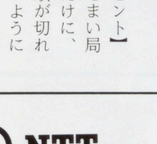

【ヒント】せまい局面だけに、手順が切れないように心がけること。10分で初段。（解答は、8頁）

NTT

数字と記号でメッセージをキャッチ

ディスプレイ ポケットベル

活躍するフィールドが広い人に。
行動半径がデカイ人に。
NTTのディスプレイポケットベル。
いつでも、どこにいてもコンタクトできる。
メッセージをキャッチできる。
だから、すぐアクションに移れる。
このディスプレイポケットベルがあれば、
つねに、今いるところが連絡先。

・ご契約時の費用　20,000円（保証金：解約時返還）
・毎月の使用料　3,200円

■ポケットベルのお申し込み、お問い合わせ先
●NTT宇都宮電報電話局（局番なし）116
●NTT中央移動通信㈱ 0120-112402

労働保険に加入しましょう

労働保険（雇用保険・労災保険）は労働者を1人でも雇用している場合、本人の希望の有無にかかわらず全て加入することが法律で義務づけられています。

「労災保険」とは、労働者が業務上又は通勤途上での負傷・疾病・癒疾・死亡の場合に、その労働者又は遺族に対して補償する制度です。「雇用保険」とは、労働者が失業した場合に失業給付金の支給を行い、生活の安定と再就職を促進し職業の安定を図るとともに失業の予防や、労働者の福祉の増進のための事業を行う制度です。このように、労働保険は、労働者の失業時の給付、雇用の安定のための各種助成金の事業主に対する支給等により労働者が安心して働くための制度です。

◎未手続きの事業主は一日も早い加入をおすすめします。

また、事業主が行うべき労働保険事務を、労働大臣から「労働保険事務組合」として認可された事業主の団体等に委託することにより、事業主に代わって保険加入の手続や保険料の申告納付等労働保険の届出等をすることができる制度が設けられています。

◎当所内労働保険事務組合を、ご利用下さい。

詳細については、宇都宮公共職業安定所適用課☎(48)5251又は、当所指導2課へ。

あのまち この街

商店街拾遺

宝木商工業会

設立　昭和49年4月
会長　青柳　英男
会員　柳屋薬品
地域　22名
宝木団地及び細谷団地を中心とした地域

宝木団地は、宇都宮市の西北に位置し、昭和45年頃から造成が開始され、現在すぐ東側にある細谷団地も含めると約1、350世帯を有するマンモス団地になっている。

今回登場する「宝木商工業会」は、主に、この団地内で営む商工業者によって組織されており、会員相互の親睦を図るとともに、地域に根ざした店づくりを目指している。業種構成は、物品販売業を始めとして飲食業、理・美容業、建設業及び工業等である。

当商店街の商圏は、ほとんど団地内に限られており如何に団地に住む人々と密着できるかがキーポイントであり、これまで自治会と協調して夏まつり（盆踊り）や運動会等、地元の催事には積極的に参加する他、当会独自の事業では、サービス券の発行や共同売り出しなどを実施し、地元密着を図ってきた。

しかしながら近年、当会の位置する宝木地区にも著しい環境の変化が見られ、人口増や外環状線の開通に伴い飲食店や物販店の出店が相次いでいる。加えて、大型店の出店も計画されており、今後、既存の大型店をも含めて当地区は商業激戦地区になることは必至であり、地元商業者にとって経営環境の悪化が予測され特に、団地内商圏に依存している会員事業者には頭の痛い問題である。

現在、大型店対策も含めて種々検討を重ねているが今後、会員相互の連携を一層強化し、商店街活性化を図っていく方針である。

目指せ!! 7,000事業所の大きな輪

当所新規会員の増強運動実施中

たくさんの方々のご協力を得て、「会員増強運動」を実施しています。取引先・知人など、まだ当所の会員でない事業所をご紹介下さい。

※ご連絡は、当所組織課会員係へ。☎(37)3131

入会希望者をご紹介下さい

情報アラカルト

障害者・高年齢者の働く職場を広げよう

障害者、高年齢者を公共職業安定所の紹介により常用労働者・パート・短時間労働者（高年齢者）として雇い入れる事業主に対しては、「雇用開発助成金」が支給されるので活用しましょう。

詳細については、宇都宮公共職業安定所の3番窓口（障害者）へ。☎(48)5251

詰碁・詰将棋・解答

詰碁の解答

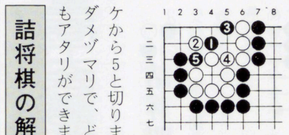

黒1とツケる手が、好手です。白2には黒3のコスミツケから5と切ります。白はダメヅマリで、どちらからもアタリができません。

詰将棋の解答

正解手順

▲持駒　角金

▲1二金　△同玉　▲3四角　△1一玉　▲2二飛成り△同玉　▲2三馬△2一玉　2二歩△1一玉▲1二馬まで11手詰め。

解説　▲2二飛成りでは、△同玉▲2三金◇2一玉で重い形になる。▲1二金と捨てて、▲3四馬が▲2二飛成りを好手順にする心得である。

カトーデンキは、
お客様の立場に立った情報、サービスを提供しています。

ヤング向けＡＶ商品、新家電商品など
オリジナリティーあふれる商品展開
品質一番
安値一番
サービス一番
にチャレンジする
安心してお買物の出来る店

カトーデンキ宇都宮 AV Center
宇都宮市上横田町字一里山767-2
TEL 0286(59)5073(代)

カトーデンキ販売株式会社
本社　茨城県水戸市柳町１丁目13番20号
TEL 0292(24)9600(代)

贈り物に最適 話せるカード

デザイン
テレホン
カード

＊お得意様に日頃の感謝のおしるしとして
＊企業PRに
＊営業社員の名刺代りに
＊創業記念の品として
＊催し物の景品として
等々、あらゆる用途にお使い頂けます。

■フリーデザインカード
Free Design Card
イラストや、写真、文字を思いのままデザインできるフリーデザインカード
300枚で27万円

50枚35,000円から創れる。
■モデルデザインカード
Model Design Card
わずかなご予算でオーダーできるモデルデザインカードが、いま人気です。

NHKサービスセンター
NTT・テレカ 代理店
テレQとちぎ
〒321 宇都宮市宿郷町356-6(しぎはらビル1F)
TEL 0286－32－1009(代)
FAX 0286－32－0600

Fashionable Uniform AOSHO

「このユニフォームが好きだから
働くのが楽しい」
といってもらえたらとてもうれしい。
―― 花井　幸子

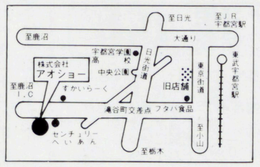

Fashionable Uniform
株式会社 アオショー
ユニフォーム部（本社・ショールーム）
宇都宮市鶴田町1544-3 （センチュリーへいあん隣り）
☎(0286) 48-8888(代) FAX 48-8883
フリーダイヤル 0120－488887

主催・行事

お知らせ

豊かさを地域に築く商工会議所

宇都宮商工会議所
〒320
宇都宮市中央3-1-4
☎37－3131
FAX34－8694

◉工業経営者講習会

【工業経営者を対象とした講習会を業種別・団体別等に開催することにより、経営改善普及事業の効果的な浸透、推進をはかるものです。】

対象　工業経営者で組織する組合・団体等で、10名以上で組織するもの。

期間　63年7月～64年3月

締切　先着順、7団体（任意グループを含む）

テーマ　工業経営に関するもの。

時間　2時間程度

講師　テーマに応じて当所で選定・派遣する。

会場　当所会議室、又は貴団体の設営による。

料金　無料

申込　申込書に記入の上、指導2課へ。

主催　宇都宮市・当所

◉工業診断

【経営上発生する諸問題解決の糸口、企業発展のヒントとなるような個別の相談指導を、各企業を訪問して実施します。】

対象　市内の工業経営者

診断員　工業専門に活躍している中小企業診断士

費用　3千円

申込　指導2課工業係へ。

◉日経金融セミナー

日時　10月18日(火)　午後2時～4時半

会場　二荒山会館　☎22－5273

演題　「ブラックマンデーから1年…株式相場の現状と展望」

講師　三菱信託銀行取締役資金証券部長　藪田　安晴氏

住友生命東京有価証券部長　岩城　昌一氏

大和証券経済研究所常務　原木　保平氏

日本経済新聞社証券部長　内田　茂男氏

申込　無料、当所総務課へ。

主催　日本経済新聞社　当所

◉企業防衛セミナー

日時　10月20日(木)　午後1時半～3時半

会場　当所大会議室（2階）

講師　「八起会」元副会長　荒川　素行氏

内容　負けた原因とその悲劇・生き残れる企業の条件

申込　無料、定員100名、当所指導3課へ。

◉検定試験

【古くて新しい計算用具】

珠算　10月23日(日)（締切済）

【国際人への第一歩】

英文タイプ　11月13日(日)（締切済）

【企業発展の担い手　経理マン】

簿記　11月20日(日)（締切10/12）

【情報化社会の担い手】

ワープロ（3級）　12月4日(日)（締切11/2）

◉清話会共催　経済講演会

日時　10月21日(金)　午後2時～3時半

会場　当所大会議室（2階）

講師　法政大学教授　力石　定一氏

演題　日本経済に何か起きるか（強まるインフレ懸念、今後の見通しは）

申込　無料、当所指導1課へ。

主催　清話会・当所

◉健康の維持に！成人病検診

【ガン、及び成人病の早期発見と予防のため、今年も会員福祉事業の一環として成人病検診を実施します。】

日時　Bコース　11月7・14・21・28日の4日間　受付時間は、両コース共AM8時半～10時

場所　Bコース　当所2階会議室

対象　40才以上の当所会員事業主と従業員、及び商店街連盟会員

定員　Bコース　200名（1日50名）

内容　胃部X線検査（間接撮影）・尿検査・心電図検査・血圧・肝機能検査

料金　一般会員　3千円　共済加入者　2千円　いずれも1名の料金

申込　10月25日までに、料金と申込書を添えて当所業務課へ。

※なおAコースの申込は、9/30で締め切りました。

今月の主な行事（10月10日～11月9日）

月日	曜日	項目
10/10	月	体育の日
11	火	法律相談日
12	水	第16回小売商（販売士）2級検定試験 宇都宮国鉄駅前商店街（振）経営改善懇談会 青年部都市再開発委員会研修会 税務相談日
13	木	
14	金	
15	土	
16	日	当所サービス旬間（10/16～10/25） 第6回さわやか親子マラソン（県総合運動公園）
17	月	成人病検診（10/17～10/21）
18	火	宇都宮市異業種交流会第4回全体会議 日経金融セミナー
19	水	
20	木	企業防衛セミナー
21	金	清話会共催経済講演会 発明相談日
22	土	
23	日	第124回珠算能力検定試験
24	月	移動経営相談所開設（市立北公民館） 成人病検診（10/24～10/25）
25	火	第20回会員大会・永年勤続優良従業員表彰（栃木会館） 法律相談日
26	水	第25回栃木県商工会議所議員大会（今市市文化会館）
27	木	
28	金	
29	土	
30	日	
31	月	
11/1	火	
2	水	
3	木	文化の日
4	金	発明相談日
5	土	
6	日	食と緑の博覧会　イートピアとちぎ'88閉幕
7	月	成人病検診
8	火	法律相談日
9	水	役員・議員・青年部親睦ゴルフコンペ（レイクランド・カントリー） 税務相談日

専門相談日

無料　それぞれの分野の専門家が相談に応じます。

法律相談　毎月　第2・第4火曜日

日時　10月11日，10月25日　13：30～16：30

内容　売掛金の回収方法，不渡手形の処理方法，従業員の交通事故，不動産取引など

相談員　弁護士

税務相談　毎月　第2水曜日

日時　10月12日，11月9日　13：30～16：30

内容　土地・建物等の譲渡や相続・贈与に際しての節税のしかたなど

相談員　税理士

発明相談　毎月　第1・第3金曜日

日時　10月21日，11月4日　13：30～16：30

内容　発明・考案・意匠の創作商標の選定に相談にのり，出願に関する一切のアドバイスをします。

相談員　弁理士